

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)	(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)
第2条 一略一	第2条 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の127.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の127.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
(知事等の給与及び旅費)	(知事等の給与及び旅費)
第3条 一略一	第3条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の127.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。	3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の127.5」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
4 一略一	4 一略一
附 則	附 則
1～8 一略一	1～8 一略一
	9 <u>令和元年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の162.5」とあるのは、「100分の167.5」とする。</u>

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（時間外勤務手当等の額の特例）</p> <p>第18条の2 職員等が、次の各号に掲げる手当の支給を受けている場合において、その者の勤務（<u>第5号</u>の特殊勤務手当のうち、月額で定める特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の場合には、当該手当の支給対象となる勤務をいう。）が、第15条から第17条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に、人事委員会規則で定める額を加えた額をそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当として支給する。</p> <p>（1）～（4） 一略－</p> <p><u>（5）</u> 一略－</p> <p>（勤勉手当）</p>	<p>（時間外勤務手当等の額の特例）</p> <p>第18条の2 職員等が、次の各号に掲げる手当の支給を受けている場合において、その者の勤務（<u>第6号</u>の特殊勤務手当のうち、月額で定める特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の場合には、当該手当の支給対象となる勤務をいう。）が、第15条から第17条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に、人事委員会規則で定める額を加えた額をそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当として支給する。</p> <p>（1）～（4） 一略－</p> <p><u>（5） 寒冷地手当</u></p> <p><u>（6）</u> 一略－</p> <p>（勤勉手当）</p>
<p>第21条 一略－</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、100分の110）<u>を乗じて得た額の総額</u></p> <p>（2） 一略－</p> <p>3～5 一略－</p>	<p>第21条 一略－</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、100分の110）、<u>12月に支給する場合には100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、100分の115）<u>を乗じて得た額の総額</u></p> <p>（2） 一略－</p> <p>3～5 一略－</p>

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（住居手当）</p> <p>第12条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員等に支給する。</p> <p>（1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員等（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員等その他人事委員会規則で定める職員等を除く。）</p> <p>（2）第12条の7第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員等で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員等にあつては、当該各号に<u>掲げる額の合計額</u>）とする。</p> <p>（1）前項第1号に規定する職員等 次に掲げる職員等の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員等 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>ロ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員等 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>（2）一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて</p>	<p>（住居手当）</p> <p>第12条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員等に支給する。</p> <p>（1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>14,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員等（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員等その他人事委員会規則で定める職員等を除く。）</p> <p>（2）第12条の7第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員等で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>14,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員等にあつては、当該各号に<u>定める額の合計額</u>）とする。</p> <p>（1）前項第1号に規定する職員等 次に掲げる職員等の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>イ 月額<u>25,000円</u>以下の家賃を支払っている職員等 家賃の月額から<u>14,000円</u>を控除した額</p> <p>ロ 月額<u>25,000円</u>を超える家賃を支払っている職員等 家賃の月額から<u>25,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>）を11,000円に加算した額</p> <p>（2）一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて</p>

はならない。

(1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 一略一

3～5 一略一

はならない。

(1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 一略一

3～5 一略一

第3条関係（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(住居手当)</p> <p>第7条の3 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員を居住させるため管理者が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第8条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員を居住させるため管理者が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第7条の3 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>14,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員を居住させるため管理者が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第8条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員を居住させるため管理者が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>14,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>

第4条関係（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>12,000</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>14,000</u></p>

円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員を居住させるため県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。）

(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員を居住させるため県が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員を居住させるため県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。）

(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員を居住させるため県が設置する公舎その他管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

第5条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
-----	-------

（給与に関する特例等）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	381,000
2	430,000
3	481,000
4	544,000
5	621,000
6	725,000
7	848,000

2～5 一略一

第5条 一略一

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の

（給与に関する特例等）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	382,000
2	430,000
3	481,000
4	544,000
5	621,000
6	725,000
7	848,000

2～5 一略一

第5条 一略一

2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の

3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第6条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給す</u></p>	<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。））」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあ</p>

る場合には100分の167.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

るのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第7条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																
<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">336,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">373,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">401,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 一略一</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>	号給	給料月額 円	1	336,000	2	373,000	3	401,000	<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>337,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">401,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 一略一</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。））」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>	号給	給料月額 円	1	<u>337,000</u>	2	<u>374,000</u>	3	401,000
号給	給料月額 円																
1	336,000																
2	373,000																
3	401,000																
号給	給料月額 円																
1	<u>337,000</u>																
2	<u>374,000</u>																
3	401,000																

第8条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（給与に関する特例等）</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>	<p>（給与に関する特例等）</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>

附則第6項関係（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～9 一略一</p> <p>（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）</p> <p>10 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項</p>	<p>附 則</p> <p>1～9 一略一</p> <p>（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）</p> <p>10 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項</p>

第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政8級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等が行政8级以上職員等」と、同項第6号中「行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、「が行

第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政8級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等が行政8级以上職員等」と、同項第6号中「行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、「が行

政 8 級職員等」とあるのは「が行政 8 級以上職員等」とする。

11 一略一

政 8 級職員等」とあるのは「が行政 8 級以上職員等」とする。

11 一略一

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。） （1）～（5） ー略ー （6） 法第8条第3項の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 （7）～（12） ー略ー</td> <td>鶴岡市、酒田市及び天童市</td> </tr> <tr> <td>17～49 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ー略ー</p>	事務	市町村	1～15 ー略ー	ー略ー	16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。） （1）～（5） ー略ー （6） 法第8条第3項の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 （7）～（12） ー略ー	鶴岡市、酒田市及び天童市	17～49 ー略ー	ー略ー	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。） （1）～（5） ー略ー （6） 法第8条第2項の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 （7）～（12） ー略ー</td> <td>鶴岡市、酒田市及び天童市</td> </tr> <tr> <td>17～49 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ー略ー</p>	事務	市町村	1～4 ー略ー	ー略ー	16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。） （1）～（5） ー略ー （6） 法第8条第2項の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 （7）～（12） ー略ー	鶴岡市、酒田市及び天童市	17～49 ー略ー	ー略ー
事務	市町村																
1～15 ー略ー	ー略ー																
16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。） （1）～（5） ー略ー （6） 法第8条第3項の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 （7）～（12） ー略ー	鶴岡市、酒田市及び天童市																
17～49 ー略ー	ー略ー																
事務	市町村																
1～4 ー略ー	ー略ー																
16 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。） （1）～（5） ー略ー （6） 法第8条第2項の規定による申請者の出頭を求めることなく行う一般旅券の交付 （7）～（12） ー略ー	鶴岡市、酒田市及び天童市																
17～49 ー略ー	ー略ー																

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
<p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
(1)～(76) 一略一	(1)～(76) 一略一
<p>(72) 高圧ガス保 製造保安 乙種化学 安法施行令第18 責任者試 責任者免 条第2項第1号 験手数料 状に係る の規定に基づく 製造保安 高圧ガス保安法 責任者試 第31条第2項に 験にあつ 規定する製造保 ては9,000 安責任者試験の 円(行政手 実施 続等にお ける情報 通信の技 術の利用 に関する 法律(平成 14年法律 第151号) 第3条第 1項の規 定により 同項に規 定する電 子情報処 理組織を 使用して 受験願書 を提出す る場合(以 下「電子情 報処理組 織により 受験願書 を提出す</p>	<p>(72) 高圧ガス保 製造保安 乙種化学 安法施行令第18 責任者試 責任者免 条第2項第1号 験手数料 状に係る の規定に基づく 製造保安 高圧ガス保安法 責任者試 第31条第2項に 験にあつ 規定する製造保 ては9,000 安責任者試験の 円(情報通 信技術を 活用した 行政の推 進等に関 する法律 (平成14 年法律第 151号) 第 6条第1 項の規定 により同 項に規定 する電子 情報処理 組織を使 用して受 験願書を 提出する 場合(以下 「電子情 報処理組 織により 受験願書 を提出す</p>

る場合」という。)にあっては、8,500円)、丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては8,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,900円)、乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては9,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,500円)、第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては9,000円(電子情報処理組

る場合」という。)にあっては、8,500円)、丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては8,400円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、7,900円)、乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては9,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,500円)、第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験にあっては9,000円(電子情報処理組

織により
受験願書
を提出す
る場合に
あっては、
8,500円)、
第三種冷
凍機械責
任者免状
に係る製
造保安責
任者試験
にあって
は8,400円
(電子情
報処理組
織により
受験願書
を提出す
る場合に
あっては、
7,900円)

(73)～(478) 一略一

2 一略一

織により
受験願書
を提出す
る場合に
あっては、
8,500円)、
第三種冷
凍機械責
任者免状
に係る製
造保安責
任者試験
にあって
は8,400円
(電子情
報処理組
織により
受験願書
を提出す
る場合に
あっては、
7,900円)

(73)～(478) 一略一

2 一略一